

奈良教育大学共同実験・演習室使用規則

平成16年4月1日
制 定

(設置)

第1条 奈良教育大学(以下「本学」という。)に奈良教育大学共同実験・演習室(以下「共同実験・演習室」という。)を設ける。

(目的)

第2条 共同実験・演習室は、本学の教員及び大学院生等が実験・演習の場として、講座及び専攻等の枠を越えて共同で利用することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 共同実験・演習室の管理運営責任者は、別紙に定める講座主任とする。

(施設)

第4条 共同実験・演習室を設置する建物及び主に使用できる者は、別紙に定めるとおりとする。

(使用時間)

第5条 共同実験・演習室の使用時間は、原則として午前7時から午後10時30分までとする。

(使用日)

第6条 共同実験・演習室は、管理運営責任者が必要と認めた日について使用できる。

(主に使用できる講座以外の使用)

第7条 別紙に定める講座以外の者が使用を希望する場合には、使用希望者が管理運営責任者に届出て、承認を受けることとする。

(遵守事項)

第8条 共同実験・演習室を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用目的以外の用途には使用しないこと。
- 二 使用時間を守り、騒音防止に努め、火気に注意すること。
- 三 禁煙とすること。
- 四 備品の移動は、無断で行わないこと。
- 五 飲食はしないこと。
- 六 使用後は、整理整頓を行うこと。
- 七 その他、管理運営責任者の指示に従うこと。

(弁償)

第9条 使用者が故意または重大な過失により施設設備等を破損または滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、共同実験・演習室の使用に関し必要な事項は、

教務委員会が定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別紙 共同実験・演習室を設置する建物、管理運営責任者等

| 共同実験・演習室 を設置する建物 | 共同実験・演習室名 | 左記共同実験・演習室を主 に使用できる講座 | 管理運営責任者 |
|---------------------|------------|--------------------------|---------|
| 文科棟 | 共同実験・演習室 1 | 学校教育講座(心理学分野) | 左記講座主任 |
| | 共同実験・演習室 2 | 学校教育講座(心理学分野) | 左記講座主任 |
| | 共同実験・演習室 3 | 学校教育講座(心理学分野) | 左記講座主任 |
| | 共同実験・演習室 4 | 学校教育講座(心理学分野) | 左記講座主任 |
| | 共同実験・演習室 5 | 社会科教育講座 | 左記講座主任 |
| | 共同実験・演習室 6 | 社会科教育講座 | 左記講座主任 |